

富山市上下水道局競争入札参加有資格者指名停止要領

平成25年3月25日制定

平成27年10月22日改正

平成31年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、上下水道局が発注する建設工事、建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、業務委託及び物品購入等（以下「工事等」という。）の入札参加資格者（富山市上下水道局建設工事競争入札参加資格者選定要綱（平成25年富山市上下水道局告示第17号）第2条、富山市上下水道局建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者選定要綱（平成25年富山市上下水道局告示第18号）第2条、富山市上下水道局物品購入等入札参加資格者選定要綱（平成25年富山市上下水道局告示第15号）第2条及び富山市上下水道局清掃及び設備保守点検等業務委託競争入札参加者選定要綱（平成25年富山市上下水道局告示第16号）第2条に規定する要件を備える者をいう。以下同じ。）の指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 入札参加資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る入札参加資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る入札参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき入札参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の

期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第4条 入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該

長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止の期間の変更又は指名停止の解除)

第5条 指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 指名停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の決定)

第6条 指名停止、指名停止の期間の変更及び指名停止の解除(以下「指名停止等」という。)は、富山市上下水道局請負工事等指名業者選定委員会又は富山市上下水道局物品購入等競争入札参加者選定審査委員会に諮って決定するものとする。

(指名停止等の通知等)

第7条 富山市上下水道局請負工事等指名業者選定委員会委員長又は富山市上下水道局物品購入等競争入札参加者選定審査委員会委員長(以下「委員長」という。)は、前条の決定を行ったときは、当該入札参加資格者に対し、遅滞なくその内容を通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等が上下水道局が発注した工事等に係るものであるときは、委員長は当該入札参加資格者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(一般競争入札の参加資格の停止)

第8条 一般競争入札の郵便入札にあっては当該案件の入札公告の日から入札書等の到着期限までの間、一般競争入札の電子入札にあっては当該案件の入札公告の日から受付締切の日までの間において、上下水道局から指名停止を受けた入札参加資格者は、一般競争入札の参加資格を停止するものとする。

(随意契約の制限)

第9条 指名停止の期間中の入札参加資格者については、工事等の随意契約の相手方とすることができないものとする。ただし、やむを得ない事

由がある場合で、あらかじめ委員長の承認があったときは、この限りではない。

(下請等の禁止)

第10条 上下水道局が発注する工事等の全部若しくは一部を、指名停止の期間中の入札参加資格者が下請けし、又は受託してはならない。

(その他の措置)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、指名停止に代えて指名回避を行うことができる。

2 委員長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに富山市競争入札参加有資格者指名停止要領の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成27年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 現場事故等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 市（上下水道局、病院事業局及び市関係公社等を含む。）が発注する工事等（以下「市発注工事等」という。）の契約に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>(2) 市発注工事等の履行に当たり、過失により当該工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>
<p>(3) 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「市以外発注工事等」という。）の履行に当たり、過失により当該工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>(4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>(5) 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(6) 市以外発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損額を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(工事等の関係者事故)</p> <p>(7) 市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p>
<p>(8) 市以外発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が市職員（上下水道局、病院事業局及び市関係公社等の職員を含む。以下同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 入札参加資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 入札参加資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8カ月以上24カ月以内</p> <p>6カ月以上18カ月以内</p> <p>4カ月以上12カ月以内</p>
<p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6カ月以上18カ月以内</p> <p>4カ月以上12カ月以内</p> <p>2カ月以上 6カ月以内</p>
<p>(3) 次のア又はイに掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6カ月以上18カ月以内</p> <p>2カ月以上 6カ月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p> <p>(4) 入札参加資格者である個人、入札参加資格者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 当該事由に該当しなくなったと認められた日まで</p>

措 置 要 件	期 間
(5) 入札参加資格者である個人若しくはその使用人、又は入札参加資格者である法人の役員若しくはその使用人が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するため、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内
(6) 入札参加資格者である個人若しくはその使用人、又は入札参加資格者である法人の役員若しくはその使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内
(7) 入札参加資格者である個人若しくはその使用人、又は入札参加資格者である法人の役員若しくはその使用人が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内
(8) 入札参加資格者である個人若しくはその使用人、又は入札参加資格者である法人の役員若しくはその使用人が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。	当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内
(9) 入札参加資格者である個人若しくはその使用人、又は入札参加資格者である法人の役員若しくはその使用人が、市発注工事等に関し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず市への報告及び警察への届出を怠ったとき。	当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内
(独占禁止法違反行為) (10) 市発注工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 6カ月以上24カ月以内
(11) 市以外発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 4カ月以上18カ月以内
(12) 県外の公共機関の発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 2カ月以上18カ月以内

措 置 要 件	期 間
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>(13) 次のア又はイに掲げる者が、市発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>8カ月以上24カ月以内</p> <p>6カ月以上24カ月以内</p>
<p>(14) 次のア又はイに掲げる者が、市以外発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6カ月以上24カ月以内</p> <p>4カ月以上24カ月以内</p>
<p>(15) 次のア又はイに掲げる者が、県外の公共機関の発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6カ月以上24カ月以内</p> <p>2カ月以上24カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>(16) 市発注工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2カ月以上9カ月以内</p>
<p>(17) 富山県、新潟県及び石川県の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>(18) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(19) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）等の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1カ月以上9カ月以内</p>